

帰センターが様々な相談を受け付けておられるわけでございますが、ここが開催しますセミナー参加者、ここに移住希望地、アンケートを取るとランキングというものがございます。これも各社報道があつておりますけれども、佐賀県の場合、二〇二二年の段階では十二位と。二〇二三年は十一位ということで上位にランキングした年もあつたようでございます。

直近の二〇二四年を見てみましたが、残念ながら二十位以内には入っておりませんが、二十一位以下は公表されていないということですので、現在の順位はちよつと分かりませんでしたけれども、このランキングで、何と初めて東京都がランキングしたということで大変驚きました。東京としては三年前からこの帰センターに相談ブースを設けて、多摩地域とか、島嶼部への移住を促進したいということでございます。

東京都に移住という言葉には、何かちよつともやややするところがあるんですけれども、ともかく佐賀県も負けずに、ぜひ上位にランキングをしていただきたいというふうに思つたところでございます。

そこで、これまでの移住促進策の成果についてですけれども、どのように評価をしているのかお伺いいたします。

○副島移住支援室長 Ⅱ 移住促進策の評価についてお答えいたします。

令和五年度に県と市町が支援した移住者の数は八百五十人で、前の年の七百三十四人から増加いたしました。

エリア別では、福岡や東京圏からの移住者がそれぞれ三割程度となっておりまして、全体の約六割を占めている状況です。

年代では、二十代から四十代の子育て世代の移住者が約八割となっており、都市部からの若い世代の人の流れに大きく寄与することができていると評価しております。

以上です。

○木村委員 Ⅱ 取組の成果としては、特に若い方々の流入につながってきたというところであります。

私の地元におきましても、この若い移住者の方が様々なところで活躍をなさつておられる姿をよく目にするようになってまいりました。また、こうした方々が積極的にSNSでも佐賀県のよさを発信し続けていただいているようでございます。

こうした方々の中には、移住支援金制度、「さが暮らしスタート支援事業」を御活用なさつた方もおられるかと思ひますけれども、今回、県としては新たに「未来につなぐさが移住支援費補助事業」を提案しております。

そこでお伺いをさせていただきますが、この二つの事業の違いについてはどのようになつているのかお伺いいたします。

○副島移住支援室長 Ⅱ 「さが暮らしスタート支援事業」と新事業の違いについて御説明いたします。

「さが暮らしスタート支援事業は」、県内の担い手不足や空き家増加等の地域課題に対応するため、県外在住の五十九歳以下の方が佐賀県に移住し、県が設定する担い手要件を満たす場合に支援金を支給するものです。

担い手要件とは、就業、起業、農林漁業、スポーツ振興、伝統工芸、事業承継、居住目的での空き家の取得などを設定しております。これらの要件を満たした方に対し、市町を通じて単身六十万円、世帯百万円の支援金を支給してきました。

「未来につなぐさが移住支援費補助制度」は、「さが暮らしスタート支援事業」が開始後三年を経過し、所期の目的を果たしたことから、県が重点的に取り組む分野を中心に、これまでの利用状況も踏まえて要件を見直したものです。以上です。

○木村委員 Ⅱ 先ほど答弁いただきましたように、これまでの支援状況を鑑みて、

ブラッシュアップをしていただいたのではないかなというふうに思います。

そこで、先ほど要件の見直しということがあったわけですが、いろいろありますが、どのような考え方の下で設定をなさっているのか伺いをいたします。

○副島移住支援室長Ⅱ「未来につながるさが移住支援費補助」の要件の考え方についてお答え申し上げます。

「さが暮らしスタート支援事業」では、人材確保のために広く対象を設定し、移住者の新生活の初期費用を支援してきました。

「未来につながるさが移住支援費補助事業」では、この三年間の実施状況も踏まえ、特に県が重点を置く分野を対象を絞ることをしています。

県では、「子育てし大県『さが』」の取組を推進しており、子育ての面で移住者の満足度も高くなっています。

一方、移住に際し、費用や手続の面で子育て世帯の負担が特に大きいことから、県外の子育て世帯が移住し、就業、起業、農林漁業、居住目的での空き家の取得といった担い手要件を満たした場合に支援金を支給します。

また、これまで三年間、「さが暮らしスタート支援事業」を実施してきた中で、伝統工芸とスポーツの分野においては、一定程度の移住者が確保できているものの、単身者の割合がかなり大きくなっていました。

いずれの分野も県が力を入れている分野であり、引き続き人材を確保していくことが重要であるため、これらの分野につきましては、新制度においても単身者等も対象とすることとしています。

以上です。

○木村委員Ⅱ支援対象者の属性を鑑みて、今回見直しを図っていくということをございました。

やはり世帯単位で、重点分野に来ていただけるほうが持続可能性があると思いますか、より人口の流入につながっていく部分があるということ、見直し

については一定の理解をしたところでございます。

一次産業主体の佐賀県でございますけれども、ここにやっぱり世帯単位で流入していただくことを大変期待するところでもございます。

先日、テレビを拝見しておりますと、お話しビジネスというものの特集をやっております。そんな中で、移住に関するビジネスの特集もあっていたんですけれども、マッチングをするサービスを行っている会社についての御紹介でありました。

ここは全国の市町村からの移住者募集の告知を掲載しているもので、いわゆる人材に来てほしいという具体的な募集項目を出して、そこに合致するような移住希望者をスカウトするというものであります。

この中で、長野県のある地域が掲載をされておりましたが、ここに来ていただけの方には、ゲストハウスへの宿泊費、そして、レンタカー代やガソリン代も全額補助をします。そして、その地域での仕事も試すことができ、給料も実際に発生するというところでございました。

この中で、林業に従事したいという女性の方が、お話し移住によって実際に移住しましたということをお話しましたが、やはりこうしたリアルな生活がイメージできることで、実際の移住につながる取組というのは大変重要ではないかなというふうに思っております。

移住を決めてから来た方への支援も大事でございますが、その前の検討段階による層へのアプローチも大変重要だと考えております。

そこで、佐賀県ではそのような層に対して、どのようなアプローチを行っているのか伺いたします。

○副島移住支援室長Ⅱお話し移住の取組についてお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症をきっかけにリモートワークが浸透してきたことから、令和四年度からお話しテレワークに利用できる補助制度を開始しました。

これは、一定期間佐賀県に滞在し、移住前の仕事をテレワークで佐賀県でも続けられることを体験していただけるような制度です。滞在にかかる交通費及び宿泊費等の四分の三を補助しています。実際に滞在いただくことで移住後の暮らしがイメージできると御好評いただいているところです。

令和六年度からは、市町等で主催されるお試し移住イベント等の参加者にも御利用いただけるよう対象を拡充したところです。

令和四年度は三十一人、令和五年度は二十二人が利用され、令和六年度は十二月末までに十九件の申請があつています。

このほか、県内における取組として、例えば、唐津市、鹿島市、嬉野市、基山町では、移住検討者が実際に移住後の生活を体験できるよう、無料または低価格で数日から一カ月程度滞在できるお試し住宅が運営されています。

また、有田町では、働きながら暮らす体験ができるお試しワークステイを実施するなど、移住のハードルを下げるための取組が実施されているところです。以上です。

○木村委員 佐賀県内の市町においても様々なアプローチをいただいているということで認識をしたところでございます。市町と連携して、県も結構積極的に取り組んでいただいているというふうに印象を持ったところでございます。

この移住先として様々なところがしのぎを削っているわけですが、このふるさと回帰センターのランキング以外にも、総務省でも様々な調査が行われているというふうに、今回質問するに当たって認識をしたところでございます。

総務省令和五年度調査では、相談件数のランキングというのもありまして、ここでは宮崎県が一位ということになりました。

先ほど御紹介した移住のスカウトサイトでも、宮崎県の椎葉村というところ

が紹介をしてありました。ここでは、移住をしてほしい人材といたしまして、文筆家の方を募集して、文化的な地域おこしにつなげるプロジェクトを現在行っているということでありました。

このプロジェクトには、佐賀とえにしが深い直木賞作家の今村翔吾さんが関わっておられるということでございます。地域おこし協力隊として雇用し、村に生活しながら執筆活動を行っていただいて、商業作家として誕生させるということが最終目標ということでもございました。ここは日本三大秘境に数えられる地域でありますことから、秘境の文筆家プロジェクトというそうですけれども、この三年間の任期の中で、家賃全額補助とか、また今村さんの人脈を生かしたプロ編集者の指導も受けることができる、そうしたことで、魅力的な本を書く魅力的な作家を誕生させたいという大変面白い取組を行っているということでもございました。どの地域も本当に知恵を出しながら、積極的にこの移住施策に取り組んでおられるという印象を強く持ったところでございます。

佐賀県もその魅力はより多くの方に伝わりまして、移住者の獲得と定住にまつながる取組をしっかりと行っていく必要があると考えております。

そこで、今後どのように移住施策に取り組んでいくのかお伺いをいたします。○副島移住支援室長 今後の移住促進の取組についてお答え申し上げます。

実際に佐賀県に移住された方からは、子育て環境や自然環境に満足されている声を聞いています。このような状況を踏まえ、自然環境や子育て環境、都市部への利便性、暮らしと仕事に対する不安を払拭するサポートデスクの充実など、佐賀ならではの強みを、既に移住された方たちの力も借りながら、きめ細やかに発信していくことが重要だと考えています。

引き続き、庁内の関係部局や市町、既に移住された方々とも連携し、ターゲットエリアや世代を意識しながら、本県の暮らしやすさなどの強みを丁寧に発信し、相談会等を通じた移住希望者との接点をつくり、移住希望者のニーズ

に応じてきめ細やかな対応を進めていくことで、県外から本県へのさらなる移住者の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○木村委員⇨移住者の力もお借りしながら取組を進めていくということでございますので、期待をしてみたいと思います。

先月、私は人口四十人を切ってしまいました離島の向島を訪ねさせていただきました。これまでも何度か伺っておりますけど、初めてお子さんを見かけました。来年の令和八年に、これまで休校になっていた入野小学校の向島分校が再開をして、三年生まではそこで学ぶことができるというふうにおっしゃっておられました。島で唯一の小学生の来年の入学を、島民みんな喜んでおられる光景に胸を打たれるものがありました。

ぜひこうした離島におきましても、できれば子育て世帯の流入が進んでいくことを祈念いたしながら、次の質問に移らせていただきたいと思います。

二項目めは、SSP部活動サポートプロジェクトについてでございます。

佐賀県内では様々な学校で部活動が盛んに行われております。

今回、質問をするに当たりまして、改めてこの部活動という言葉の歴史について調べてみました。すると、明治期の前半まで遡ったわけでございますが、文明開化とともに、スポーツ文化が入ってきて、その受入先が学校や大学であったということがそもその始まりということでございます。

最も初期の頃は校友会という名称で、生徒の自主的な運営がなされていたようでございますが、その後、学習指導要領の中で、クラブ活動という名称になるなどの変遷をして、教育機関が関与する現在の部活動という名称に落ち着いたようであります。

昨今、この部活動をめぐりましては、地域移行の問題でありましたり、顧問など教員の負担軽減の問題であったりと、指導者側に関する話題が多いわけ

でございますが、本議会では、部活動に励む生徒の皆さんを応援するSSP部活動サポートプロジェクトが提案をされております。

議案を見た瞬間、教育委員会ではなくて、SSP推進チームが所管する事項ということで驚きますとともに、大変興味も持ったところでございます。

そこでまず、この事業の目的について伺いをしたいと思います。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監⇨本事業の目的についてお答えいたします。

まず、県といたしましては、「SAGA2024」はSSP構想にとって大きな通過点、跳躍点と位置づけ、今後もSSP構想に基づいて、スポーツ政策に力を入れて取り組んでいくこととしておりまして、このための条例も今議会に提案しているところでございます。

「SAGA2024」では、高校生アスリートが活躍しただけでなく、式典でのパフォーマンスやアナウンス、各競技会場での応援、式典や競技会場でのボランティアなど、「観る」、「支える」場面でも高校生が大いに活躍し、大会を通じて多くの方々にスポーツに関わることの楽しさや多様な関わり方を感じていただいたと考えております。

そこで、本事業の目的は、こうした高校生の活躍、経験そのものを一過性のものとせず、後輩へつなげるために、生徒が主体となってチャレンジする部活動を対象に備品購入を支援することで、学校部活動、運動部だけでなく文化部の部活動も含め、部活動の充実を図ることといたしました。

以上、お答えいたします。

○木村委員⇨スポーツをするだけではなくて、「観る」、「支える」という立場で、今回2024に携わってくださった、いわば若いサガンティアの皆さんの精神をうまく継承していくことにつながる今回の部活動支援ということで御答弁をいただきまして、教育機関だけではなくてSSP推進グループが今回関

わっていく意味を、若干ですけれども、理解をしたところでございます。

次の質問ですけれども、本事業の実際の学校への配分額についてであります。今回の支援対象校は、県立学校、私立中高、そして特別支援学校に加えて高等専修学校も対象となっておりますけれども、どのような配分になっていくのかお伺いいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監〓各学校への配分額についてお答えいたします。

まず、予算総額につきまして、一校当たりの支援額を二百万円から二百五十万円といたしました。県内の学校数から、予算総額を一億二千六百万円としたところでございます。

各学校への配分額は、部活動数に応じて比例配分を行うこととしておりまして、部活動が少ない高校などは百五十万円程度、多い高校では四百万円程度となります。

以上、お答えいたします。

○木村委員〓基本的には部活動数に比例して配分をしていくということでございます。

本事業の期間ですけれども、今回、債務負担行為を設定し、事業期間を三年間としておられます。その理由についてお尋ねしたいと思います。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監〓事業期間の考え方についてお答えいたします。

本事業は、単なる備品購入事業ではなく、各学校で生徒が主体となって購入する備品を選定することがポイントとなると考えております。

備品選定に当たりましては、学校によってすぐに決まる学校もあれば、時間をかけて話し合いを進める学校もあると思われま。

そうした生徒たちが自分たちで考えるということに価値があると思われました。

ので、生徒たちが話し合うための時間を一定程度確保するために三年間という事業期間を設定したところでございます。

以上、お答えいたします。

○木村委員〓単なる備品購入だけではないということで、その主体的な取組を応援したいということであったかと思ひます。

先ほども言及いただきましたように、今回提案されている本事業の特徴が、まさに備品の整備について、生徒たちが主体となって考える点にあるかと思ひております。

ともすれば、これまでは教育環境の充実という点におきましては、学校側が必要と考えるもの、予算の中で優先順位をつけて整備してきた流れがあるかと思ひておりますが、本事業では生徒主体でやっていくということで、大変画期的なことではないかと思ひますし、これまでなかったことでもありますので、少しイメージがしにくいところもござひます。

実際、SSP推進チームとして、こうした場をどのように設定をしていかれるのかお伺ひいたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監〓事業を進めるに当たって、生徒主体の考える場についてお答えいたします。

本事業は、繰り返しになりますけれども、生徒が主体となって備品等を選定することが大切だと考えておりますので、まずは学校ごとに生徒が主体となって考える場、生徒の意見の取りまとめ方法を決めていただきたいと思ひております。

学校に対しましては、生徒が主体となって考える方法の例示をお示しすることとしまして、例えば、生徒会による全校アンケートすとか、部活動の部長同士による協議、また部活動の部長同士に第三者的な立場として、生徒会役員等に入ってもらって話し合いをするすとか、こうした例を示しまして、各学

校に適した方法をそれぞれの学校で考えていただき、生徒たちが話し合い、決めることができる場を設けていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○木村委員Ⅱ学校によってはですけども、部活動の加入が義務づけられているようなところもあるかもしれませんが、受け身ということじゃなくて、生徒が主体的、能動的に運営をしていくというところで、こうした取組を行うチャンスが広がっていくという意味では大変素晴らしい取組ではないかなとも感じております。

しかしながら、事業を推進していくに当たりまして、自主性をうまく引き出していくことが重要かと思えます。そうした意味では、ファシリテーターの役割も重要になってくるかと思えます。

本事業は、教育委員会としての取組があるわけではなくて——あるわけではないというか、二次的な関わりはされると思うんですけども、学校の先生たちが前面に出てくるような取組とも違うわけでありますので、そこでどのような工夫とかサポートが想定をされているのかお尋ねしておきたいと思えます。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ事業の実施に当たっての工夫についてお答えいたします。

新たな事業でございますので、生徒が主体となって考える場を進めるに当たります。特定の一部活動に偏らない中立的な先生、例えば、教頭先生や生徒会主任の先生などにも御協力いただきながら、SAGA2024SSP推進局の職員、学校長のOB等を想定しておりますけれども、その職員が学校を訪問して、生徒の取組をサポートしたりですか、また担当職員が他の学校の取組事例を紹介したりして、生徒たちが主体的に考え、話し合いを進めていくように工夫してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ少しイメージが湧いてきたところであります。

学校関係者、OBの方も、訪問しながらサポートを行っていただくというふうに理解をしたところでございます。

実際、県内で部活動に励んでおられる生徒の皆さんの中には、ある意味日々やっついて、時々我慢をしながら活動をしておられる場面も多々あるんじゃないかなというふうに思います。

直接的に生徒の皆さんにお話を聞く機会というのは、私は余りないんですけども、特に親御さんとか部活動を頑張っておられるお子さんをお持ちの親御さんからよくお話を聞く機会のほうがどちらかというと多いわけでございます。そういった話を聞く中で、やはり備品ではなくて、ハード関係の御要望を多々いただく場面が大変多々ございます。

少し脱線しますが、先日、嬉野高校の野球部の保護者の方からお電話をいただきました。野球グラウンドにイノシシが入ってきて、野球グラウンドをほじくり返してしまうという事案が発生していて、今から野球シーズンだけなわなんですけど、保護者で何とか今は整備してしのいでいて、今、教育委員会さんにも対応していただいて、何とか入ってこないようにフェンスをつけるという話になったんですけど、なかなか今物価が高騰しています、これも少しスムーズにいかない点があつて、まだですかという催促の電話が先日もあつたんですけども、またバレーボールとかバスケットか屋内競技でも、床が大分老朽化して、傷がついている場合があつたりします。回転レシーブとまでは言いませんけれども、やはり傷ついた床にお子さんの地肌が触れるところで何とかならないのかというお叱りを受けるときもありましたが、こういった点は市町の教育委員会さんも頑張つてはいただいているんですけども、結構切実なところがありまして、ただ、時間と費用がかかりますので、なかなか難しいなと常々思っているところであります。

今回は、運動部活動だけではなくて、文化部も対象としていただいで大変よかったですというふうに思うんですけども、一見するとスポーツとかけ離れたところもありまして、生徒主体で決めていく流れの中で様々な意見が出てくるかと思えます。

そうしたことで、一定のこの備品選定の目安とか基準というものは、実際にどのように想定をされているのか伺いたします。

○田久保SAGAスポーツピラミッド推進グループ推進監Ⅱ備品選定の目安や基準についてお答えいたします。

備品の選定に当たりましては、「SAGA2024」の経験を生かし、「する」、「観る」、「支える」など多様なスタイルでスポーツに関わることにつながる備品等の選定を行っていただきたいと考えております。

備品の具体的な例としては、「する」の例としては、バレー部が公式球を購入するですか、「観る」、「支える」の例ですと、放送部が運動部の試合の実況を練習したいということで、放送機材を購入したりとか、あと新聞部の方がその試合を取材するに当たって、必要なカメラを購入するとか、そういうことが考えられますけれども、生徒の自由な発案で本当に必要なものが上げられることを期待しております。

以上、お答えいたします。

○木村委員Ⅱ文化部の皆さんにつきましても、スポーツを支える側にも回っていただく分に必要なものがあれば対象とするというお話であったかと思えます。厳格に線引きをするわけではなくて、少し幅広に尊重していただいで備品の選定に移っていく流れがあるのかなというふうに理解をいたしました。

じっくり話し合いをしていた中で、生徒の皆さんの在籍期間中にこの備品の配置が間に合わないということもあるかもしれませんが、後に続く世代のために、可視的に話し合いを行っていく流れのかなというふうに理解もした

ところでございます。

この項についての最後の質問とさせていただきますが、今後についてであります。このSSP構想を掲げて、国スポ・全障スポを経験した佐賀県だからこそ生まれた本事業ではないかと、生まれる予定の事業ではないかというふうに思っております。全国的にも大変珍しい取組ではないかというふうに思っておりますが、冒頭申し上げましたが、今回、文化部の生徒も含めまして、このスポーツに関わっていく文化というものが若い世代にも継承されていくすばらしい取組だと思えますけれども、今後、この事業を通してどのようなことが期待されるのか伺いたいと思います。

○日野SSP総括監Ⅱ今後の取組でございます。

委員からは大変興味深い事業だというお話がございました。確かに今、SSP構想の関係で学校部活の充実にいるんな事業に取り組んでおります。遠征の問題だとか、指導者の招聘だとか。それって最終受益者は子供なんですけれども、誰を呼ぶかとか、どこに行くかとかというのは大人のほうが、例えば、協会のコーチだったりだとか、学校の先生が決めていて、サービスを受けるのは子供という、そういうのが多分通常のスタンダードな事業の進め方なんだろうと思います。

それに対して、今回、御提案申し上げている「SSP Batons」というのはもう自分たちで決めるということなので、その意味では全くパラダイムが違う、そういう事業だというふうに私も思っております。

特に、「SAGA2024」に多くのお子様方、高校生が関わってくれたおかげで、スポーツというものに対しては自分なりのスタイルで楽しむことができるんだということを本当に感じていただいたんじゃないかと思えます。「する」だけではなくて、まさに「観る」「支える」、そういったことを経験していただいたわけなので、今後もしっかりそういったことに感じていただきたい

というのがこの事業の出発点でございました。

るる、これまでやり取りがありましたように、今回、文化部もそれから含めた形で、生徒が中心になって使い道を考えていくと。まさに主体性というところが大事なんだろうと思います。委員からも冒頭、部活動をひもとくと校友会というところで、昔は主体性のようなものが重視されていたというお話もいただきました。

私どもも実は主体性というのは非常に大事だと思っていて、今議会に御提案申し上げているSSP構想推進条例の第二条の基本理念でも、主体性、多様性を持って自ら考えて行動するアスリートや指導者の育成をしていきたいということを書いております。

ややもすると、スポーツというのは先生の言う方針に従って学んでいく、もちろんチームプレーというのは監督なりの指示の下、統一した動きを取らないと意味がないときもあるので、そういった側面がどうしてもあるわけなんですけれども、ただ、この練習は何のためにやっているんだろうとか、自分は何のためにやっているんだろうというのは、やっぱり自分なりの主体性がなければいけないだろうというふうに思います。

そういったことを高校生のうちから非常にあらゆる場面を通じて育てていきたいというふうに思っておりますし、今回の「SSP Batons」は備品購入という一つの切り口ではあるので、これが全てを何か解決する打ち出の小づちだとは思っておりませんが、ただこうした取組をきっかけに、高校生同士がいろんな形で話し合って、多少時間をかけてでもいいんだと思っております。そのために三年間という期間の設定をお願いしているところでございますので、みんなで話し合いながら、お互いの多様性も、お互いの考えも尊重しながら、いい答えを見つけていこうという場になればというふうに思っています。それが本当にスポーツに限らずでありますけれども、高校生たちの成長だ

とか、その新しい問題意識だとか、そういったことにつながればというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○木村委員 御答弁ありがとうございます。条例でもきちっとこの理念をうたっていたたく予定ということ、その理念の下で、今回のサポートプロジェクトがそのきっかけをつくっていただけたということ、ある意味大きなチャレンジでもあるかなというふうに思うんですけども、ぜひこの生徒の主体性が育っていく流れが、ある意味佐賀の遺産の一つになっていくことを期待しながら、次の質問に移らせていただきます。

それでは、大きな項目の三点目でございます。県管理道路の路面下空洞調査についてであります。

この路面下空洞調査に関しての質問は、今回で通算三度目となります。くしくも今、全国で道路陥没による住民生活の混乱が生じておりまして、その顕著なものが一月二十八日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故であります。いまだ運転手の方は見つかっておられず、また事故当初よりも陥没箇所は大きくなっていき、巨大な穴と化してしまいう映像はまだ皆さん記憶に鮮明だと思えます。周辺地域では下水道の利用制限にまで至っております。

今回の陥没箇所は、これまでマニュアルに沿って点検をされてきたものが、何らかの原因で腐食が生じ、穴が空き、そこから土砂が落ちて道路の下に空洞が生じたことによりまして発生したものでございます。これまでの点検手法の見直しの必要性まで昨今取り沙汰されているところでございます。

しかしながら、国土交通省の統計によりますと、令和四年度における道路の陥没発生件数一万五百四十八件のうち、下水道関連の道路陥没は一三・一％というところで、実際にはほかの要因によるところが多いわけでございます。

佐賀県の場合、緊急点検の対象となるような大きな口径の下水管はないわけ

でありますけれども、何らかの原因で道路の陥没が起きないとも限らないわけでありまして、人命に関わるような事故が発生しないようにしっかりと対策を講じていく取組が重要だという観点で、これまでも複数、問題提起をさせていただいてまいりました。

そこで、まず最初の質問となりますが、道路が陥没する発生原因についての認識についてであります。一般的にどのようなことが原因で道路の陥没が生じると認識をしておられるのかお伺いをいたします。

○江口道路安全推進室長 Ⅱ道路陥没が発生する要因についてお答えいたします。道路の陥没は、道路の下に空洞が発生しまして、周辺の地盤の変化などにより、路面に変状が現れるものと考えております。その主な要因としましては、一つに下水道や上水道の地下埋設管の老朽化、不等沈下などによる損傷、護岸等の構造物の劣化した目地やクラック、そういった隙間から土砂が吸い出れをされて起こる現象、またもう一つに、埋設物周辺の締め固め不足によるものがあると考えております。

以上です。

○木村委員 Ⅱ水道管以外にも様々な事例があるということで御答弁をいただきたいかと思います。

私自身も今のような事例も認識をしながら、特に県内の交通量の多い道路におきまして、この路面下空洞調査を実施する必要性を訴え、実際佐賀県におきましては、平成二十八年度から緊急輸送道路における路面下空洞調査を行っていただけてきた経緯がございます。

そこで改めてですけれども、この調査の手法と内容についてお尋ねをいたします。

○江口道路安全推進室長 Ⅱ調査の手法と内容についてお答えいたします。

路面下空洞調査は、早期に空洞を発見し、道路陥没を未然に防ぐために行っ

ております。

具体的な調査手法といたしましては、大きく二段階に分けてまして、まず第一次調査といたしまして、地中レーダー技術を利用しました路面下空洞探査車を用いまして現地調査を行いまして、その調査データを解析して、空洞の可能性がある箇所をまず見つけます。

その後、二次調査といたしまして、一次調査で確認された箇所を現地で試掘し、小型カメラなどを用いて詳細な調査を実施しているところです。

以上です。

○木村委員 Ⅱ地中レーダーを搭載した車両でまず一次調査を行って、二次調査ではさらに精査をしておられるということでございます。

今御答弁いただいたような手法を用いていただき、調査をかけていただけてきたわけでございますけれども、その調査の進捗状況についてでございます。

前回、御答弁をいただいたのは、平成三十年度の委員会質問でございました。その際、平成二十九年度までに緊急輸送道路の五十六・三キロ、そして、その翌年の七十六・七キロを調査予定という答弁でございましたが、その後の進捗がどうなっているのかお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長 Ⅱ進捗状況についてお答えいたします。

緊急輸送道路約五百八十キロにつきまして、平成二十八年度から調査に着手しまして、委員お話のありましたとおり、平成二十九年度までに五十六・三キロを、その後、平成三十年から令和四年までの五年間で五百二十四キロを調査しまして、緊急輸送道路の調査を終えたところです。

また、調査着手から七年経過していることもあり、令和五年度から二巡目の調査をし、令和六年度末で約百三十八キロ、進捗にしまして二四％を見込んでいるところでございます。

以上です。

○木村委員Ⅱ現在、調査二巡目ということで取り組んでいただいているということでございます。

では実際、長い距離を調査をかけていただいたわけでございますけれども、これも平成二十九年の調査結果では、このとき三十五カ所で空洞が発見されたという答弁でしたが、その後の調査ではどのような状況にあるのかお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長Ⅱその後の調査結果についてお答えいたします。

先ほど委員のお話もありましたとおり、平成二十九年度までの調査におきましては、一次調査で四十一カ所の空洞のある可能性がある箇所を確認いたしまして、二次調査を実施しまして、三十五カ所の空洞を確認したところです。

その後、平成三十年から令和四年までの五年間におきまして、一次調査において、四百二十一カ所の空洞の可能性のある箇所を確認いたしまして、二次調査を実施しまして、三百二カ所の空洞を確認したところでございます。

なお、平成二十九年年度までに確認しました三十五カ所を合わせますと、全体で三百三十七カ所となっているところでございます。

なお、確認しました空洞の状況といたしましては、大体二十センチ未満の小規模なものが約二百四十カ所、二十センチ以上のものが九十七カ所を確認したところでございます。

以上です。

○木村委員Ⅱ当然ですけれども、空洞即陥没とはならないわけでございますけれども、それだけ確認された箇所について、リスクの判断を行っていただいていると思いますが、そのリスク判断の下でどのように対応をしておられるのかお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長Ⅱ発見空洞の対応についてお答えいたします。

確認しました空洞につきまして、その大きさ、深さ、あと道路の交通量など

を総合的に判断して、対策の優先度を分類しているところでございます。

例えば、空洞の大きさが大きいところ、また空洞が小さくても、舗装面から浅いところにある箇所、町なかなど交通量が多い箇所などにつきましては、優先度を上げて補修工事を行っているところでございます。

具体的な箇所で申しますと、空洞を確認した全三百三十七カ所のうち、優先度の高い百七十七カ所につきまして、二次調査に合わせて随時補修工事を完了しているところでございます。

なお、その補修工法につきましては、埋め戻しやセメントミルクなどを注入して対応しているところです。

残る箇所につきましては、舗装面から深い位置にあるとか、空洞が小さいとか、また、交通量の少ない路肩など、車の荷重がかかりにくいところがあるなどしていることから、日常巡視で路面に変状が現れないか注視しながら、必要に応じて対応していくこととしております。

以上です。

○木村委員Ⅱこういった緊急輸送道路、優先度の高いところをさらにリスク分析をしていただいて対応をしていただいているかというふうにご認識をいただいているところでございます。

これまでの議会で幾度も提案をしてきた立場といたしましては、真摯に取り組んでいただいていることに、まずもって感謝申し上げます。

この質問は、実は私が十年前に県会議になって初めての一般質問で取り上げさせていただいたところでございます。当時から、高度成長期に敷設されたインフラの老朽化の問題も出ておりましたし、またその後、災害が頻発化することによる道路冠水による陥没のリスクの可能性というものも大変高まってきているわけでございます。

今回の八潮市の事故につきましては、老朽化の問題と密接に関わっているわ

けでございますが、各地において、この道路の陥没のニュースというものがいまだ散見されるところでございます。

そこで、確認ですけれども、現在のところ、国のほうから、この道路管理者に対しまして具体的な対応などについて指示が出ているのかお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長 具体的な国からの対応についてお答えいたします。

八潮市の事故発生翌日に、国土交通省の水管理・国土保全局のほうから、都道府県等の下水道管理者に対し、緊急点検について通知されたことを受けまして、同日、国土交通省の道路局のほうから各道路管理者のほうに、下水道管理者が緊急点検や異状箇所補修などを行う場合には、連携して対応するようにという協力依頼があったところでございます。

これを受けまして、各現地機関や市町の道路管理者に対し、占用者である下水道管理者と連携して対応するように周知徹底したところでございます。

以上です。

○木村委員 直接的な対応というよりも、連携して取り組んでいく指示が出ているということでございます。

今、政府のほうにおきましては、二〇二六年度に開始いたします国土強靱化の次期五か年計画におきまして、道路陥没の原因となりますこの上下水道の老朽化対策を掲げる方針とも伺っております。予防保全型のインフラの安全対策はさらに重要視されていくものと思っております。

今回取り上げさせていただきましたこの路面下空洞調査も多額の費用がかかるかと思いますが、県民の命を守ることにつながる施策でありまして、大変意義のある予算投入となるわけではないかと思えます。しかしながら、限られた予算の中で、陥没事故を未然に防いでいく取組というものは、道路管理者の責務として、ますます重要になってくるものと考えております。

八潮市の事故が起きてからですけれども、メディアにおきまして様々な専門

家の方が意見を発信されております。一方的な見方かもしれませんけれども、日本という国全体で、実に目に見えないところにはなかなか予算を投じてようとしなかったツケが、今、回ってきているのではないかとコメントも見受けられたところでございます。

そこで、この道路管理者としての県の考え方を確認しておきたいと思うわけですが、この路面下空洞調査につきまして、今後どのような考え方の下で取り組んでいこうとなされているのかお伺いいたします。

○江口道路安全推進室長 今後の取組についてお答えいたします。

道路の下には、上水や下水など様々な管が埋設されておりまして、空洞の発生により陥没につながる可能性があると考えております。

二十八年度から調査を行いました路面下空洞調査では、大規模な陥没を招くような空洞は確認されなかったものの、今回、八潮市のような大規模な陥没事故が一度起きると、住民の生活に大きな影響を及ぼすこととなります。

このようなことから、道路管理者として、空洞調査や道路巡視などにより状況を把握するとともに、異常を確認した場合は、状況に応じた対応を行うなど、道路利用者が安全に通行できるよう適正な維持管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

○木村委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今後、対象箇所を見極めながらの調査になってくるかと思えますけれども、しっかりと精査をしていただきたいと思えます。

今回の八潮市の事例におきましては、直径十五メートルの空洞が地下三メートルの深さで発生したのではないかとというふうに言われております。以前はこの深さまで到達できるレーダーがなかったというふうにも聞いておりますけれども、先日、業者の方にお話を聞きましたところ、今は三メートルに届く機械

も開発をされてきているというお話でございました。しかし、大事なところは、この空洞の状況を解析できる技術力が業者によって差が出てきているというお話もございました。

幸い、佐賀県内に大きな下水道管は存在しませんが、以前も指摘したとおり、県内でも豪雨の頻発化などもあつておりますので、道路の冠水による陥没のリスクというものが、今後も高まってくる要素は多分にあると思っております。

より精度の高い調査方法について、よく情報収集をしていただきたいと思います。ということをお願いいたしました。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○猪村委員Ⅱ委員の皆様、執行部の皆様、お疲れさまでございます。自由民主党、猪村利恵子でございます。

委員会質問の機会をいただきました。委員長、理事会の皆様、感謝申し上げます。

昨日の視察も大変お疲れさまでございました。基肆城跡、吉野ヶ里歴史公園、また、勝尾城の御説明もいただきました。また、県道中原鳥栖線と視察をさせていただく中で、二〇〇〇年、それから太古の昔からの思い、そして、現在に至る道路工事の現場を見的过程中で、時の流れに思いをめぐらしながらの視察は大変充実したものでございました。担当部局の皆様、そして、関係者の皆様に感謝を申し上げます。

そして、今年度の委員会質問も最後となります。改めて守備範囲の広い常任委員会であるなど実感をしているところでもございます。私にとって大変多くの学びの機会となりました。忌憚のない意見交換については、今宵に取っていただきたいというふうに思っております。

では、質問に入らせていただきます。今回は、大項目で四つの問いとなります。

一つ目の質問は、空き家対策についてでございます。

さきの十一月議会において、木村委員から深掘りした質問をいただいておりますが、私もここ数年、私ごと、また地元の地域課題として問題視する声もいただいているところもあり、我が事問題と捉え、危機感、いや恐怖感さえ感じる思いが湧いてきておりましたので、質問の機会をいただきました。

空き家問題は、もはや社会問題であり、人口減少、少子・高齢化、核家族化問題とセットで対策を講じなければならぬ最重要課題の一つではないかと私は思うところでございます。

単身世帯の割合は右肩上がり、二〇五〇年には全世帯の四四％となり、何とか二人世帯以上を維持できるのは、佐賀県を含む十三県のみという統計に、決して安心してはならないと思っております。

二〇一三年総務省調査によると、全国の空き家は八百二十万戸で、全住宅の七戸に一戸であったものが、二〇三三年、あと八年もいたしますと、二千五百十万戸、三戸に一戸が空き家になってしまうという予測が公表されているのを目にいたしました。いやいや、もう既に我が家の周りでは統計時期より超加速度的に空き家が進行しているのではないかと、冒頭申し上げたように集落崩壊の危機感、恐怖感はないのであります。

危険な空き家となる前に、空き家を適切に管理し、増え続ける空き家への対策を強化することを目的に、国が空き家特措法を改正して一年が経過いたしました。

県内の利用目的のない空き家は、平成三十年の二万六千八百戸から令和五年の二万八千三百戸と依然として増加しており、適切な管理がなされていない空き家は老朽化による倒壊や害獣のすみかになるなど、周囲への悪影響を及ぼし、防犯や防災力の低下など地域力の低下につながっています。

空き家の増加をどう防いでいくのかは喫緊の課題であり、これまで市町や県

でも空き家対策を行ってこられたと思いますが、空き家の利活用など、先ほども移住促進、そして移住対策の話もいただいているところでもございますが、もつと強力に対策を推し進めていく必要があると私は考えております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

まず一点目、県内の空き家の実態把握についてでございます。

空き家対策を進めるためには、まずは空き家の実態を把握し、適切に措置を講じていくべきだと考えております。県内の空き家の実態はどのように把握されているのか、まずお尋ねをいたします。

○山口建築住宅課長⇨県内の空き家の実態把握についてお答えいたします。

県内全ての市町で職員や自治会、外部委託により、空き家の所在地や所有者等の基礎的な情報に加えて、建物の劣化状況、所有者の意向などについて調査を実施されております。

調査後は、各市町の職員が現地に出向き確認するなど、情報を随時更新し、各市町の状況に合わせた空き家対策に生かされております。

また、県では、調査に基づいて確認された空き家の戸数などを市町からの報告を受けて把握しております。

以上でございます。

○猪村委員⇨ありがとうございます。

把握の実情は御説明をいただいて承知をいたすところではございますが、もつと踏み込んで空き家の数や実態、立地条件など、データをどのように収集し、管理していくのか。またこれからのデータはどう活用されていくのか、そういったこともしっかりと捉えておく必要があると私は思うところでもございます。

また、次に質問をさせていただきますが、空き家の所有者の意識醸成についてでございますが、管理が適切に行われていない空き家を増やさないためには、

空き家となった際に所有者がその責任で管理などを行うことを意識づけることが私は大変大事だと思っております。そういったところについて、まずお尋ねをさせていただきます。

県の取組についてでございますが、所有者への意識醸成のため、県はこれまでにどのような取組を行ってきたのか、具体的な事例や活動内容についてお答えください。

○山口建築住宅課長⇨県の取組についてお答えいたします。

県としても、危険な空き家となる前に所有者が適切に管理を行うことが重要と考えており、これまで様々な広報を行い、意識醸成に向けた取組を実施してきたところでございます。

具体的には、空き家の適切な管理や利活用に関する情報を県のホームページや各市町広報誌、住宅情報誌、新聞等に掲載するほか、市町が送付する固定資産税通知にこれらの情報を記載したチラシの同封をしたり、また、空き家を所有した方やその家族に対して、活用や管理の方法などをまとめたパンフレットを配布するなど、所有者に働きかけを行っているところでございます。

本年度は、空き家の管理、活用、除却を早期に判断してもらえるように、テレビのCMやYouTube、インスタグラムなどのSNSを活用して空き家の活用を呼びかけたほか、空き家に関する情報を集約したホームページを立ち上げるなど、新たな普及啓発を実施しているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員⇨ありがとうございます。

私もテレビコマーシャルで「空き家をよき家に」だったですかね、すごいインパクトがありました。ああ、こうやって空き家対策をやってくださっているんだと思っぴっくりしたところでもございました。まさにこういったことが、広報の最たるところではないかなというふうに思ったところでもございました。

それから、私ごとですが、非常に最近、御葬儀に赴くといましようか、列席をさせていただく機会が増えておりまして、そこで地域の方と、いや、ここも空き家になったね、ここもねという話が出ます。そういったところで、やはりまさに私の家の周辺もそういったところなんですけれども、斎場とか、そういったところに空き家になりませんかとか、御存じですかというチラシなんかも一緒に見ていただく機会、そういったところも私は非常に大事じゃないかなというふうに思っております。様々なリーフレットの配布などもしていただいておりますが、深掘りしていただいて、地域の方々に、より身近に感じていただく、うちもそうなるんじゃないかということを感じていただけるような具体的な施策を取っていただければというふうに思っております。

二点目ですが、空き家所有者による適切な管理の制度についてお尋ねをいたします。

空き家となった場合に、事業主体である市町や区長さん、自治会長さんなどへ管理の方法などを届け出ることを義務付けるなど、空き家の所有者が責任を持って管理をすることを意識付けするための制度を考えることが私はとても大事じゃないかと、繰り返しになりますがお思っております。具体的にどのような制度を県として考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○山口建築住宅課長⇨空き家所有者による適切な管理の制度についてお答えいたします。

空き家特措法では、第一義的には、その所有者等が自らの責任により対応することが前提となっております。国は、所有者の責任を強化することを盛り込んだ法改正を行ったところでございます。

令和五年の空き家特措法の改正では、所有者の空き家の適切な管理に加え、国、自治体の施策に協力することが努力義務化されたほか、新たに所有者等の依頼に応じて空き家の管理等を行う空家等管理活用支援法人を市町が指定でき

ることとなりました。

また、令和六年四月には、不動産登記法の改正により、土地建物の相続により取得した相続人に相続登記を申請することが義務化され、所有者不明の不動産が発生することを予防する対策が取られたところでございます。

県としては、これらの法的措置や、これまで実施してきた取組に加え、空家等管理活用支援法人の掘り起こしを行うほか、所有者等に適切な対応を促す方法を市町と議論するなど、空き家の適切な管理について所有者の意識醸成を図ってまいります。

以上でございます。

○猪村委員⇨ありがとうございます。様々な施策を取っていただいておりますが、私は厳しくはなくとも、ある程度の罰則規定やインセンティブの導入、管理状況のモニタリング体制など、より具体的な仕組みをスピード感を持ってやっていただく、私はそういったものを導入するべきではないかと考えておりますので、さらに強化していただき、取組を進めていただきたいというふうに思っております。

それでは三、市町への支援についてでございます。

県はこれまでに、空き家対策として、事業主体である市町へどのような支援を行ってこられたのか、具体的な支援内容や成果についてお尋ねいたします。

○山口建築住宅課長⇨市町への支援についてお答えいたします。

県内の各市町では、地域の実情に合わせて、危険な空き家に対する指導・助言や、空き家の活用について、空き家バンク制度、改修費の補助などが行われてきたところでございます。

また、県では、そのような市町の空き家対策の取組が円滑に進むように支援を行ってきております。具体的には、県、市町、弁護士会などの十一の専門団体などから構成する佐賀県空き家対策連絡会議を設置し、定期的に関催するこ

とで、国からの情報のほか、市町が抱える課題や解決策、取組事例を共有しております。

また、空き家対策連絡会議の専門部会として、市町が円滑に行政代執行を行えるように、市町や専門家団体と協働して、行政代執行マニュアルを作成いたしましたしました。

加えて、市町が適切に管理されていない空き家や危険な空き家を判定する際に参考となる基準の作成や判定会議等への技術職員の派遣などを実施しております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。しっかりと対策を取っていただき、今後もしさらにまた、県の支援が進むように、そして、空き家対策を進めていただきたいというふうに思っております。

一つ思ったんですけども、空き家に対する専門家の方々に、支援を求めいらつしやる方に手を差し伸べるというようなことも私は必要じゃないかなというふうに思っております。連絡協議会などでも、そういったところもお話をいただければ幸いです。

問いの最後になります。今後の取組についてでございます。

空き家の増加を抑制するために、今後県はどのような取組を行っていくのか、具体的な計画や目標についてお答えください。よろしくお願いいたします。

○山口建築住宅課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

県は危険な空き家となることを未然に防ぐためにも、空き家を適切に管理することや利活用していくことが重要なことと認識しており、これまで空き家の管理や利活用に関する取組、市町の取組に対する支援などを行ってきたところでございます。

県としては、引き続きホームページやインスタグラムなどのSNSで空き家

の所有者等に対して、空き家の適切な管理や活用を促すなど、危険な空き家となることを未然に防ぐ取組を行うほか、それぞれの市町が抱えている課題の解決に向け、空き家対策連絡会議の場を通して、市町や専門家団体と連携した取組の実施を検討するなど、空き家対策に関して各市町の取組や意向を十分尊重しながら取り組んでいきます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

私もこの加速度的に進む空き家の状況を、県としてしっかりと認識していただいていることは承知いたしましたけれども、さらに踏み込んで、新たな空き家対策プログラムの導入や、既存のプログラムの強化、そして、他県の取組の事例を知ること、そして、国との連携など、様々ほかにも取組を強固にいくことができるというふうに思うところでもございますので、今後とも成果や課題についても、併せて議論をさせていただきたいというふうに思っております。

これは質問というか、お願いという形になるかも分かりませんが、地域交流部さが創生推進課内に移住支援室と記載はありますが、県土整備部建築住宅課内に空き家対策に関する、例えば室とか、そういったものの記載を私は見つけることができませんでした。業務内容に記してあるのみでございました。このように社会問題になっているところでもございますので、例えば「あき家をよき家に推進室」など、仮ですけれども、私は早急に設置し、取組をさらに強固にしていくことも大切ではないかと思っておりますので、取組を考えていただければというふうに思っております。横尾部長にお尋ねしようかなと思いましたが、また別の機会にさせていただきます。

それでは、問いの二問目、建設業の担い手の確保、育成についてでございます。

建設業は、社会資本の整備や維持管理を担うだけでなく、地域経済や雇用を支え、災害時には緊急対策や復旧活動に対応するなど、県民生活の安全・安心に欠かすことができない地域の守り手として重要な役割を担っていただいております。しかしながら、様々な産業で担い手不足が指摘をされている中にも、特に建設業の現場は厳しい担い手不足が深刻化しています。

一九八〇年には三百万人を超えていた担い手が、二〇二〇年には百五十四万人余りと半減しています。以前は農家の女性が農閑期に、また、運転免許取得の少なかつた頃は、近くで働ける身近な雇用の場として、女性が建設現場で懸命に働いておられる姿を私は鮮明に覚えております。最近ではそのようなお姿を見なくなったのではないのでしょうか。

このままでは、建設現場で働く人のさらなる不足が生じ、技術や技能の確保も困難となります。将来、県内の建設業が衰退し、安全・安心な県民生活が脅かされるのではないかと、大変私も危惧をしているところでもございます。

担い手不足の対応に向けては、従来の人材確保の取組に加え、女性や外国人材などの多様な人材の確保、育成が重要であると考えていたところ、県において、来年度から新たに担い手確保の取組を実施するとお聞きし、質問をさせていただきます。

まず一問目です。建設業の担い手確保、育成に係る課題についてでございます。

県は、建設業の担い手確保、育成に向けた施策を進める中で、どのような課題があるかとらえていらっしゃるのか、具体的な要因とともにお聞かせください。

○川崎建設・技術課長⇨建設業の担い手の確保、育成に係る課題についてお答えいたします。

建設業は、社会資本を整備する創造的なすばらしい仕事というだけでなく、

一たび災害や鳥インフルエンザが発生すれば、最前線で防災や防疫活動に当たるなど、県民の命と暮らしの守り手として重要な役割を担う存在でございます。しかしながら、県内建設業の就業者数は、ピーク時の約六割まで減少しており、労働者一人当たりの平均労働時間も、ほかの産業と比べて長い状況となっております。

さらに、建設業においても時間外労働に対する上限規制が適用され、これまでに以上担い手が求められているものの、建設業界からは求人を出してもなかなか応募がないとの声が聞かれるなど、担い手不足が深刻な状況となっております。

以上です。

○猪村委員⇨るるお答えいただきましたけれども、建設業の担い手確保、育成に向けた施策を進めていく中で、本当に様々な課題、要因があると私も認識をしております。

最大の課題の一つとしては、他産業との人材獲得競争が上げられております。特に労働環境の整備が進んでいる製造業やIT業界と比較すると、建設業は体力的な負担が多く、労働時間が不規則になりがちなため、若年層の関心も引きにくいという現状がございます。

また、賃金や待遇面での競争も厳しく、より高収入や柔軟な働き方が可能な職種へと流れる傾向が見られます。

また、建設従事者の高齢化も深刻な問題です。現在、建設業に従事する技能労働者の平均年齢は上昇傾向にあって、若手人材の流入が不足しているため、将来的な労働力の維持が困難になる可能性が大変危惧されております。特に、高度な技術を持つ熟練工の引退が相次ぐ中、その技術を若年層に円滑に継承することが課題となっていることも私も認識しております。

建設業の仕事は、経験が重要であり、一朝一夕に習得できるものはないため、

統一閉所などを実施しております。

また、業務の効率化としましても、工事書類の簡素化を進めるとともに、ICT施行による省力化や情報共有システム及び遠隔臨場による効率化など、DXを活用しました取組も進めているところでございます。

以上です。

○猪村委員 本来に働き方改革の対応の遅れというのは、どの事業でも見当てるのではないかとこのように思っております。長時間労働が常態化しやすい業界でもあるのではないかなというふうに思っておりますし、ワーク・ライフ・バランスを重視する若年層にとって、魅力を感じにくい側面があるかもしれません。

特に、二〇二四年から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されるため、労働環境の見直しが大変急務となっております。課長おっしゃったように、本当に様々な取組をさせていただいておりますが、労働時間、厳しい納期や慢性的な人手不足の中で、労働時間を短縮しながら生産性を向上させることは、本当に容易なことではないというふうに思っておりますが、ここは何か県も一緒に頑張って取組を強固にしていきたいというふうに思っております。

それでは、四の来年度の取組についてでございます。

女性人材の確保、育成について、来年度の当初予算案の主要事項において、女性の活躍推進や労働環境の改善が含まれております。県はどのような取組を行うのか、具体的にお答えください。よろしくお願いいたします。

○川崎建設・技術課長 女性人材の確保、育成についてお答えいたします。

県ではこれまで、建設業で働く全ての女性が働きがいと働きやすさを実感し、より長く働き続けられますよう女性活躍推進セミナーを実施してきております。これからは、建設業への就業を考えておられる女性への働きかけも必要と考えており、そのための予算といたしまして、来年度は四百五十万五千円をお願

いしているところです。

具体的には、県内建設業に従事しておられる女性の活躍を推進するネットワークを立ち上げ、県内外のロールモデルとなっておられるような女性技術者との交流を通し、経験の浅い方でも技術者としての自分自身の将来を描いてもらいたいと考えております。

また、ネットワークの活動を専用ウェブサイトで紹介し、工業系高校の女子生徒などにも、その活動を知っていただき、建設業への就業につなげていきたいと考えております。

以上です。

○猪村委員 ありがとうございます。

二〇二三年、建設業に従事する女性は一四％、約八十八万人。そのうち、技術系、技能系は僅か五％と低水準にとどまっているというデータも出ております。

女性活躍推進モデル工事など、国交省主導の取組も進んでいるとお聞きしておりますが、また、先ほど課長もおっしゃいましたようにロールモデルが少ない、そういったものも感じる場所でもございますので、ぜひともその部分、しっかりとやっていただきたいし、キャリア形成の課題としてもロールモデルが大変少なく、キャリアアップのイメージがしにくいというようなことも伺っておるところでもございます。

そして、私がまた、ここも大事だなと思っているのは、育児支援制度の導入、そういったものが私は必要になってくるんじゃないかな。もちろん、トイレや洗面所の衛生面の環境は、国が二〇二五年は目標にしっかりと立てて、これは進んできているところとは思いますが、佐賀県独自に、育児、介護支援、そういったものも制度のぜひ導入をしていただければ、働きやすい環境の一つにもなるのではないかと考えております。

また、技術革新によって、体力面をカバーできるような軽量化の工具とか、AIロボットの支援なども必要になってくるというふうに思っております。またメンター制度やインターシップの拡充なども、私は女性の働きやすさにつながっていくのではないかと思うところでもございます。

建設業の魅力発信、女性向けの情報発信にも努めていただき、この事業が四百五十万円がしっかりと生かせるようによろしくお願いいたします。

それでは、次の外国人人材の確保、育成についてでございます。

同じく主要事項に新規事業として、外国人材の活躍推進が含まれておりますが、具体的にどのような取組を行うのかお答えください。

○川崎建設・技術課長Ⅱ外国人材の確保、育成についてお答えいたします。

将来にわたり建設業の担い手を確保するためには、若手や女性就業者に加えまして、外国人材を含む多様な人材に活躍してもらうことが重要であると考えております。そのため、まずは建設業者や関係団体等へアンケートを実施するなど、外国人材の雇用状況に関する実態調査を行うこととしております。

また、外国人材の雇用に熱心な企業に話を聞くなど、県内建設業者が外国人材を雇用する上で、どのような支援を必要とされているか把握したいと考えております。

現時点では、必要な支援としまして専門技能の向上に係る研修や、安全衛生教育などの外国人材育成講座のほか、外国人材を雇用する側の経営者向け研修などを考えているところでございます。

併せて、県が行います外国人材に対する支援について、日本語学校や入国を管理する団体などに広く伝え、外国人材から佐賀県が選ばれるよう取り組んでいくこととしております。そのための経費としまして、来年度は二百四十万円の前算をお願いしているところでございます。

以上です。

○猪村委員Ⅱこの外国人の確保、育成ということは、私の地元でも、今まで近くで外国人の方が長く働いている企業もいらつしやいます。そういったところは、私にとつては当たり前前に、ああ、いらつしやるなというふうに思っていたんですけども、改めてこの外国人材の確保というのが、さらに膨らんでおります。様々な会社から外国人の方を雇用したいという声も、もちろん障害をお持ちの方もそうですけれども、外国人の方を雇用したいと、そういったことも、何かあつたら知りたいというようなことをおっしゃる経営者の方もいらつしやいます。

そういったことで、この二百四十万円の事業費、予算を使って、まずどのくらい外国人が佐賀県に働いてくださる方がいらつしやるのか、そういう人数の把握ですね。そして、会社のニーズの把握。先ほど課長がおっしゃっていた、早くから外国人を雇用して経営をされているところにお話を聞きに行ったり、講師に招聘してお話をさせていただくとか、そういったことも大変重要だと私も考えております。

また、いろいろな文化の違いとかもございまして、日本語教育の提供だったり、文化理解の促進など、具体的な施策にもしっかりと取り組んでいただくことをお願いして、この問いの最後の質問でございます。

今後の建設業の担い手確保、育成についてでございます。建設業の担い手の確保、育成に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、具体的な計画や目標についてお尋ねいたします。

○川崎建設・技術課長Ⅱ今後の建設業の担い手確保、育成についてお答えいたします。

県では昨年三月に、佐賀県建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画を策定したところでございます。この計画は、女性や外国人材などを含む建設業に関わる全ての方が安全・安心な職場環境の下で働きやすさを実感し、そ

の結果、多くの方が従事したいと思う建設業となるよう取り組むことが重要としていただいております。

今後もこの計画における施策を推進し、多様な人材確保、育成に向け、建設業界の声も聞きながら、県内建設業が持続可能な産業となるよう取り組んでまいりますと考えております。

以上です。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

いずれにしても、建設業の担い手確保、育成には、他産業との競争、高齢化による技能継承の難しさ、若年層の就業意欲の低下、労働環境の改善の遅れといった多くの課題が絡み合っていると思っております。今後、これらの課題に対処するためには、働き方改革の推進、技能継承のための教育研修の充実、建設業の魅力発信の強化、賃金、待遇の改善など、総合的な対策が求められていると思っております。

繰り返しになりますが、どの分野においても担い手の確保は十分ではありませんし、激しい人材不足の嵐が吹き荒れています。ある意味、最大級の災害対策と捉えて、これまで以上にギアを上げて、スピード感を持って事業効果を上げ、県民の安心・安全な暮らしを守り、期待に応えていただくことを切にお願いを申し上げます。

それでは、大項目の三番目、山のネットワーク構築事業についてお尋ねいたします。

昨今、山を離れる人が増え、山が荒れ、山村の高齢化や過疎化の進展も相まって、林業の担い手不足、イノシシなどの鳥獣被害、今年ヒヨドリによる畑の作物被害も、私にも大変声が寄せられているところでもございます。

また、耕作放棄地の増加など、課題は山積をする一方でございます。

私が子供の頃は、山や川、自然そのものが遊び場で、遊びを通じて自然の怖

さや大切さを学んだものですが、ライフスタイルや価値観の変容もあって、子供を自然の中で遊ばせる保護者さんも随分減ったのではないかと感じるところもございます。

そのような中、県では山を大切にする取組の一つとして、「山の会議(仮)」に取り組みされていて、いい意味で驚いていたところ、今議会で主要事項にも上げられており、担当課さんに意見交換をお願いしたところでもございました。

「山の会議(仮)」では、多種多様な人々が参画し、語り合うことで、山を大切にする意識を高めようとされていることなど、様々な取組をお聞きし、私自身、とても佐賀らしい取組だと評価している一方で、いまだ県民への取組の認知度は少し低いのではないかと感じているところでもございます。

今議会では、令和十年度に「山の博覧会(仮称)」の開催を目指すことが表明されております。山を大切にする意識を高め、山を未来につなげていくため、そして山口県政が掲げる「自発の地域づくり」を県下全域に広げていくための大きな通過点になるのではと期待はしているものの、内容について少しお尋ねをさせていただきます。

まず一点目、これまでの取組についてのお尋ねになります。

小さい一になります。まず山のネットワーク構築事業の具体的な取組についてお聞かせいただきたいと思っております。この事業が地域の活性化や山村の課題解決にどのように寄与すると考えていらっしゃるのか、また、これまでの取組を通じて得られた知見や課題について、県はどのように整理していらっしゃるのかお尋ねいたします。

○堀岡地域交流部副部長Ⅱ山のネットワーク構築事業の目的についてお答えいたします。

山は、そこに暮らす人々だけでなく、平野部も含む全ての人々に恩恵をもたらす源流でございます。木材の生産をはじめ、水を備えて洪水を緩和したり、

土砂の流出を防止する県土保全、そして委員から御紹介もありました、自然と触れ合う遊び場としての利用など、様々な機能を有し、県民一人一人に安心・安全で豊かな暮らしをもたらしておりまして、大切にしなければならぬものと認識しております。

佐賀の山は低山で、人が入りやすく、県内外の方に楽しみ、親しんでいただける可能性が大いにある。また、豊かな自然と人々の暮らしが身近にあります。そこにしかない地域資源や、山を大切に思う人といった本物の価値が息づいていると感じております。

県では、山に光を当てまして、「山を守る」「山で営む」「山のすばらしさを伝える」といった三つの視点で、森・川・海の豊かな自然のつながりを守り、未来につなぐ取組を進めているところでございます。

山を大切にする施策の一つとして、「山のネットワーク構築事業」に取り組んでおりまして、令和二年度から「山の未来をみんなで語り合う」「山の会議(仮)」「」を県内各地で開催しているところでございます。

様々なエリアや職種の人々をつなぎ、山のすばらしさを再認識してもらおうとともに、山を大切にする意識を高めながら、自発の地域づくりの輪を県内に広げていくことを目的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。

次に、「山の会議(仮)」の開催状況についてお尋ねいたします。

これまでの開催回数や参加者数の推移はどうなっているのか。また、参加者の属性、そういったものはどうなっているのかお尋ねいたします。

○堀岡地域交流部副部長Ⅱ「山の会議(仮)」の開催状況についてお答えいたします。

「山の会議(仮)」は、令和二年度にキックオフをいたしまして、昨年度十

一月に開催した小城・多久ブロックをもって、県内二十市町・十一ブロックを網羅いたしました。

各年度の内訳につきましては、令和二年度は、脊振山系ブロック、離島・半島ブロック、嬉野ブロック、太良・鹿島ブロックの四ブロック、令和三年度は、吉野ヶ里・上峰・みやきブロック、伊万里ブロックの二ブロック、令和四年度は、大町・江北ブロック、鳥栖・基山ブロックの二ブロック、令和五年度は、有田ブロック、武雄・白石ブロックの二ブロック、そして今年度令和六年度は、小城・多久ブロックの一ブロックとなっております。

また、各ブロックで出された意見や提案等を共有し、参加者同士の横のつながりを深めるための成果報告会を毎年度開催しているところでございます。

「山の会議(仮)」には、地域づくり団体のみでなく、農林業の方々、漁業の方々、旅館や飲食店の経営者の方々、学生、地域おこし協力隊など、様々な方々が、これまで延べ四百九十名の方が御参加いただいているところでございます。

また、「山の会議(仮)」を開催した地域から、新たな人とのつながり、もっと語り合いたいといった声がありまして、「深掘り会議」を続けて、自発的に開催する地域も出てきております。

令和四年度に太良・鹿島ブロック、令和五年度には大町・江北ブロック、令和六年度には、太良・鹿島、嬉野・武雄ブロック、四地域が合同で「深掘り会議」を開催したところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ御説明、詳しくいただきましてありがとうございます。

令和二年キックオフとして開催をされて、来年度、令和七年度の当初予算の事業費として七千四百九十三万二千元が計上されているところでもございます。

令和二年度、令和三年度から随分予算が増額をされてきています。令和六年、

今年度から七千六百万円という金額計上がされているところでもございます。

こういった中で、山のすばらしさの情報発信、様々な取組をする中で予算の増額だというふうに思っております。開催の充実ですね、深掘り会議なども、太良・鹿島、嬉野・武雄などで合同開催もいただいておりますし、また、この山活サポーターの方々の採用、四名採用されているということでもございますが、こういった採用もあって、増額されているというふうに思うところでもございますが、この山のすばらしさの情報発信についてですが、県はどのような手法で県内外に向けて発信をされているのか。SNS、ウェブサイトなど、イベントなども活用した戦略もあるかと思えますけれども、この山のすばらしさの情報発信について、発信をどのようにされているのかお尋ねいたします。○堀岡地域交流部副部長 山のすばらしさの情報発信についてお答えいたします。

山を大切にすることを高めていく、また、自発の地域づくりの輪を広げていくためには、佐賀の山のすばらしさを県内外の方に認知・理解してもらうことが必要であると考えております。

特に、地域づくりに、取り組む皆さんにとりまして、自身の活動を認知・理解してもらうことや、活動への称賛は、モチベーションの向上や、新たな担い手の参画につながるかと考えております。そのため先ほど御答弁させていただきました「山の会議」の取組に加えまして、より効果的に山の情報発信を実施していくため、令和五年度に佐賀の山のコンセプト「YAMA OSM（ヤマオズム）」を策定しまして、山のすばらしさの情報発信に取り組んでいるところでもございます。

主に県内の三、四十代の子育て世代をターゲットとしまして、具体的には先ほど委員から御紹介がありました、ユーチューブやウェブサイトの制作、SNSでの記事発信、都市部・山間部双方におけるイベントの開催、広報誌等の

制作に取り組んでいるところでございます。

山にまつわる「モノ・コト・ヒト」の情報発信をするとともに、それらの情報に触れることができるイベントなどの機会をつくり、山の大切さや活動する方の思いを認識し、共感してもらおうことで、山を訪れる人、山で活動する人を増やす好循環につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員 山のすばらしさの情報発信は三千二百万円の計上がございます。デザイン費、メディア広報、イベントの開催、広報誌の制作、先ほど「YAMA OSM（ヤマオズム）」は、山って何だろう、こういった形で非常に立派な広報誌を作成していただいております。（資料を示す）

知る人ぞ知るといふような、手元に持っていらっしやる方は、そう多くはいらっしやらないのかなと思っております。また、この「山の会議（仮）」のこういった冊子も作っていただいております。（資料を示す）「山をまもり、のこし、未来へつたえるために、みんなで語る場」、こういったものも多くの方たちに手に取って見ていただく、そういったことも非常に大事な事と思っておりますので、この予算をしっかりと活用して、そして、山の大切さを県民の皆様を知っていただく。そして、取組をしていただければと思うところもでございます。

最後の④でございますが、これまでの取組の成果についてお尋ねをいたします。

「山の会議（仮）」の実施により、地域にどのような変化が生じたのか。また、県民の意識の変化や具体的な行動の変化をどのように捉えていらっしやるのかお尋ねをさせていただきます。

○堀岡地域交流部副部長 「山の会議」の取組の成果についてお答えいたします。

「山の会議」をきっかけとして、様々な人が出会い、語り合い、自らの地域への愛着と誇りが深まり、地域を楽しく、心地よくするアイデアの実現に向けたチャレンジ、いわゆる自発の地域づくりが広がっているところでございます。

「山の会議（仮）」の参加者からは、山のなりわいを知ってもらうため、子供たちに山遊びの体験をさせたい。耕作放棄地を昆虫や野鳥が集まる森として活用し、観光コンテンツにしたい。自然を守る仕組みづくりとして、イベントを開催しながら、関わる人のハードルを下げ、新たな人材を掘り起こし、活動の輪を広げていきたいといった声が聞かれているところでございます。

具体的に事例を申し上げますと、武雄・白石ブロックで開催した「山の会議」には、農林業の方々、飲食店の経営者の方、寺院関係者、アウトドア団体、学生、地域おこし協力隊など三十名の方が参加され、参加者からは昔からあるものを今の形で残せるような形を変えることが大事。地域にあるたくさんさんのすばらしい資源を、もっと巡ってもらうような仕掛けづくりが必要。地域にある当たり前のものこそが、地域のすばらしさであるといった声が聞かれたところでございます。

そうした参加者の思いから、窯元とお寺がコラボして、篠笛の音色が流れるお寺の空間で、地域資源である焼き物やマルシェを楽しんでもらう縁日の開催、武雄をクラフトビールの聖地にしたいの思いから、地元有志がクラウドファンディング等を活用して、ビアフェスを自発的に開催。有明海の干満差を利用した六角川でのカヌー体験といった取組が地域主体で自発的に進められているところでございます。

その他の事例といたしまして、嬉野市の商店街から始まった、その土地の何気ない日常の暮らしや風土、出会いを楽しみ暮らし観光町歩きや、みやき町から始まった地域資源を活用した低山トレッキング、カヌー、サイクリングを楽しむレジャー・トライアスロンなど、こうした自発の地域づくりが、人と人、地

域と地域のつながりから各地で広がっているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員 昨日、基肄城に伺わせていただいたときも、基山町の教育委員会の方に非常に熱く語っていただき、本当に知見がすごいなと思っております。あのような方がいてくださって、そして、山を愛する思いが伝わってくるようなアドバイスをいただくと、非常にこの「山の会議」の質問をさせていただくに当たって、昨日、ああ、このようなすばらしい方ともう一回お会いしたいなと思ったところでもございました。

本当に予算のことを言うと、もう下世話な感じがしますけれども、ああいうソフトな感じで事業を進めていきながら、じわじわと地域資源を守っていただく、そういったところの取組というのは、予算のことを申し上げると非常になんなのでございますが、予算的にも高額の予算を県は配分していらっしゃるのです。そういったところもしっかり裾野をと言いますでしょうか、広がっていただく、そういったこともしっかりとやっていたいただきたいというふうに思っております。

今後の取組についてでございますが、令和十年度に開催を目指す「山の博覧会（仮称）」の目的についてお伺いいたします。

この博覧会の具体的な目的は何なのか。そして、博覧会を通じて、どのような成果を期待していらっしゃるのか、改めてお伺いをいたします。

○堀岡地域交流部副部長 「山の博覧会（仮称）」の目的についてお答えいたします。

改めて山の未来を語り合う「山の会議（仮）」では、山のすばらしさを再認識することから始まりまして、山を大切に思う人々がつながり、自発の地域づくりの輪が広がっていると認識しております。

「山の博覧会（仮称）」の開催を通じまして、佐賀の山のすばらしさを県内

外に発信することで、参画する方に楽しみ、親しみながら、その価値に気づいていただき、未来に向かって山を大切に作る輪を広げていきたいと考えております。

また、各地域の自発の地域づくりを見て感じてもらい、世代やエリアを超えた人と人のつながりを生み出すことで、県内に点で広がっております自発の地域づくりを面として広げ、さらなる盛り上がりや弾みをつけていきたいということで「山の博覧会」を開催したいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ「山の博覧会」のイメージが少しかめたような気がします。こういった「山の博覧会」を、2024もそうでしたけれども、日頃の取組を通過点として、「山の博覧会」ももちろん通過点になると思っておりますが、県民の皆様幅広く知っていただいて、楽しみにしていただく、そして、皆さんと一緒に山の大切さや自然、そして、まちづくり、そういったものと一緒に考えていただけるような、すばらしい会になることを期待しております。

それでは、この問いの最後になりますけれども、令和七年度にはどのような取組を予定していらっしゃるのか、「山の博覧会（仮称）」の開催はお聞きをいたしましたけれども、自発の地域づくりをさらに推進するために、具体的な施策は何なのか。県民の参加意識を高めるために、新たに取り入れるべきアプローチ、そういったものもお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○堀岡地域交流部副部长Ⅱ令和七年度の取組についてお答えいたします。

佐賀県の地域づくりの基本的な考えは、自発の地域づくりでございます。

地域住民が、トライ・アンド・エラーのプロセスを重ねることで、自発の地域づくりの取組が磨き上げられる。その結果、取組が長く続いていくということを認識しております。

令和七年度も自発の地域づくりを応援するという考えの下、事業に取り組んでいくこととしております。

これから、「山の博覧会（仮称）」の開催に向けまして、どういう仕掛けができるか、その可能性を地域の皆さんと議論しながら考えていきたいと考えております。

令和七年度は、これまでに「山の会議（仮）」などから生まれた自発の地域づくりの磨き上げや、地域の皆さんと議論を踏まえた「山の博覧会」のコンセプトや周遊のイメージの具体化などに取り組んでいこうと思っております。

「山の会議（仮）」や自発の地域づくりの取組を知ってもらうことは、非常に重要だと考えております。活動への称賛は、自発の地域づくりに取り組む皆さんのモチベーション向上や、新たな担い手の参画にもつながると考えております。

取組が認知・理解されまして、自発の地域づくりが継続し、自発の地域づくりの輪が広がっていくよう、引き続き情報発信にも取り組んでいこうと考えております。

地域づくりで大切なものは人でございます。引き続き、人と人、地域と地域の横のつながりをつくっていくと考えておりまして、地域間の連携により、取組の幅が広がり、お互いが刺激を受け、悩みを共有し、アドバイスやエールを送り合うことで、取組がさらに発展、進化していくと考えております。

県内外の多くの方に、佐賀の山のすばらしさに気づいてもらい、その価値を未来につなげていくため、引き続き地域に入り、声を聞き、寄り添いながら、自発の地域づくりを支えていきたいと思っております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ住民の皆様と考えていく、磨き上げていく。県内の自治体、民間団体、教育機関なども連携をしていかれるものと思っております。持続可能

な地域づくりに寄与するものとなりますよう御期待を申し上げ、今後の取組に注視をさせていただきたいと思っております。

○青木委員長 〓 暫時休憩します。十三時をめぐりに委員会を再開いたします。

午前十一時五十五分 休憩

午後一時一分 開議

○青木委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○猪村委員Ⅱお疲れさまです。

最後の質問、問の四になります。「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト推進事業」についてお尋ねをいたします。

佐賀県内各地には、その地域ならではの様々な地域資源が数多く存在しています。私が住む武雄市においても、開湯一三〇〇年を有する武雄温泉や名立たる焼き物文化、食文化、パワースポットで知られる大楠や神社仏閣、また先月、二月二十六日、つい先日ですが、来館一千万人を突破した武雄図書館、そして、こども図書館など、来訪者から高い評価を受けており、西九州新幹線の開業以来、さらにその注目度の高まりを日々感じております。

一般質問の冒頭でも申し上げましたが、武雄温泉駅南口には、地元の民間会社様によってホテルが建設されておりますし、さらに南側には、武雄アジア大事も建設に着工されています。武雄市民が協力し合いながら、自発的に取り組んでいただいている今日があるとしみじみと思う今日この頃であります。

一方で、西九州新幹線の開業により、特急列車の減便などの状況にある鹿島・太良エリアにおいても、エリアならではの貴重な地域資源であふれており、本事業でしっかりと光を当てていくことは大変重要だと考えております。

と考える一方で、なぜこの事業が自発の地域づくりで展開されるのか、はたなぜでございます。

私はこの事業も鹿島、多良駅の改修と合わせて、西九州新幹線の開業に伴い、影となって在来線の便数が激減し、御不便を被っていらっしゃる鹿島・太良町エリアの学生さんや住民の皆様はもとより、観光客を含む全ての方々の支援としてしっかりと取組をしたいと。提案があったほうが私としては納得がいく事

業だったと思えます。鹿島・太良エリアの皆様へも、県の思い、メッセージが伝わったのではないかと、日ごとに思っております。

しかしながら、この点において議論をしますと趣旨がずれしてまいりますので、このくらいにいたしまして、県では、これまで地域や関わる方々の自発的な取組に伴走してサポートする自発の地域づくりを推進されてこられました。

私自身、佐賀県ならではの施策と評価しつつあると実感しているところではございますが、先ほど来申し上げた思いは何分にも払拭されておりませんが、質問につなげてまいります。

「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト推進事業」において、令和五年に現地オフィスKATAラボを開設し、地域内のネットワークづくりや自発の取組の伴走支援に取り組みされていらっしゃるしやいますけれども、本事業においては、来年度五千万円を超える多額の事業費を予定されていることから、執行部のやる気、そして、期待を感じているところでもございます。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

事業の狙いについてでございます。鹿島・太良プロジェクト推進事業において、どのような地域づくりにつなげていくのか、本事業の基本的な方針や独自性についても具体的にお尋ねをいたします。

○堀岡地域交流部副部長Ⅱ「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト推進事業」の狙いについてお答えいたします。

鹿島・太良エリアには、多良岳、有明海という恵まれた自然、そこから生み出される竹崎カキ、竹崎カニ、佐賀のりなどの食材、海外からも評価の高い伝統的な酒造り文化や町並みなど、この地域ならではの本物の地域資源があふれていると認識しております。

そして、近年、県が推進する自発の地域づくりの取組において、エリア内の地域資源に着目した様々な動きが芽吹き始めておりますが、そのポテンシャル

をまだまだ十分に生かし切れていないと認識しております。

芽吹き始めた個々の自発の動きをエリア全体でつなぎ合わせ、点ではなく面で推進していくことができれば、地域の盛り上がりにもつながり、自発の地域づくりがさらに進んでいくものと考えております。

本事業では、鹿島・太良エリアで芽吹き始めた地域資源に関する様々な自発の取組を、県が伴走支援しながら、エリア全体で一体となって推進することで、スロートーリズムをテーマに、県内外の多くの方に足を運んでもらい、何度でも訪れたくなる愛おしいエリアとして、訪れる方、地域に暮らす方の双方が感動を共有する鹿島・太良エリアならではの地域づくりにつなげていくことを狙いとしております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱでは次に、事業内容及び事業費の内訳についてお尋ねをいたします。

本事業の予算の中で最も大きな配分となる約三千八百万円は、地域主体で持続可能なスロートーリズムの仕掛けづくりに充てられると聞いておりますが、その具体的な事業内容をお尋ねいたします。

○堀岡地域交流部副部長Ⅱ事業内容及び事業費の内訳についてお答えいたします。

地域づくりは短期間で実現できるものではなく、幅広い分野の様々な取組が地域に定着することで実現すると考えているところでございます。

このため、実現に向けましては、将来にわたって長く暮らしていく地域の方々の主役に、エリア全体が一体となって取組を進めていく必要があると考えております。

このことから、来年度事業におきましては、これまでのエリア内でのネットワークづくりの取組は継続しながらも、新たに地域主体で将来にわたって持続

可能な自走の仕掛けづくりに取り組みたいと考えております。

具体的には四つの柱を予定しております。まず、地域主体を進める将来像づくり、これは地域の皆さんで共有し、同じ方向に向かって取組を進めていくための将来像づくりを実施したいと思っております。

次に、二つ目の柱、推進体制の構築、地元のキーパーソンやプレーヤーを中心に地域主体で取組を推進してもらうことが重要であるため、人材の育成と推進体制を構築したいと考えております。予算は二百万円を予定しております。

さらに三つ目の柱、機運の醸成でございます。

地域に暮らす方々自身が、地域に誇りや愛着を感じ、そのよさを多くの人に知ってもらいたいと来訪者を迎え入れる、いわゆる自賛自招の思いが来訪者の高い満足度につながることから、その思いをエリア全体で共有していく機運の醸成のため、シンポジウムの開催などを考えているところでございます。予算は約三百万円を予定しております。

そして、最後の四つ目の柱、将来の収益化を見据えたプロモーション事業でございます。

将来にわたって、持続可能な展開につなげていくためには、自発の取組であつても収益化させることが必要だと考えております。

まず、エリア内の豊富な食材を活用し、地元の飲食店と生産者のコラボによる新たな食のコンテンツを開発いたします。予算は約一千百万円を予定しております。

次に、取組を通じて磨き上げた地域資源のお披露目の場として、グルメマルシェなどのイベントの開催、予算は約八百万円を予定しております。

そして、まだまだ十分に光を当てることができない地域資源を、地域の手で磨き上げて体験型コンテンツとして開発することを考えております。予算は約八百万円を予定しております。

これら四つの柱による事業展開を通じまして、地域自身が地域の課題や地域資源の価値を再認識するとともに、対応策や活用方法について考察しまして、エリア全体で実際に取組を進めていく大きな流れをつくっていききたいと考えております。

令和七年度は、これらの取組を通じまして、地域主体で持続可能なスローツーリズムの仕掛けづくりの重要な土台を構築したいと考えております。

以上でございます。

○猪村委員 詳細にありがとうございます。さらに持続可能な観光モデルなどを構築していただくために、しっかりと取組を進化させて、そして、地域の方々と一緒になって考えて、そして県全体の底上げを図っていただく、そういったことにもなり得るかなと思っております。しっかりと収益構造なども想定して頑張ってください。

それでは、目指す将来像についてお尋ねいたします。
本事業には、先ほど御説明もいただきましたが、しっかりとした予算が組み込まれています。エリアとしての期待も大きいと思われれます。明確な目標とビジョンを持って進める必要があると私は思っております。具体的にどのような地域の姿を目指し、何年後を見据えた計画を策定しているのか、また、本事業を通して、地域住民の生活や経済にどのようなプラスをもたらされるのか。観光振興にとどまらず、地域の雇用創出や移住促進などにも視点を含めた伴走支援の将来像をお尋ねいたします。

○堀岡地域交流部副部長 本事業が目指す将来像についてお答えいたします。

地域づくりは、人づくりが大変重要だと考えておりまして、事業の推進におきましては、鹿島・太良エリアの多くの方々に関わっていただきたいと考えているところでございます。

本事業では、地域のリーダー役となる地元のキーパーソンやプレーヤーを中

心に、地域資源を磨き上げて効果的に活用することで収益化につながり、地域づくりの様々な取組が自走していく地域主体で持続可能な仕掛けが機能している状態を将来像に設定しまして、目指していくこととしております。

以上でございます。

○猪村委員 しっかりと明確なビジョンがあるようでございますので、期待しながら、次の質問をさせていただきます。

自発の取組支援の県内全域への展開についてでございます。

私は、佐賀県内には、まだまだ十分に発掘、活用されていない地域資源が多く存在すると思っておりますし、ここにいらつしやる皆様全員が同じ思いだと存じます。

鹿島・太良エリアでの成功事例を生かし、ほかの地域に横展開することで、県全体の観光振興や地域活性化が各地域にお住まいの皆様によって自発的に取り生まれ、点が線になり、面へと波及し、つながることが可能ではないかと考えております。

本事業の成果をどのように県内、またほかの地域へ展開していく御計画でいらつしやるのか。さらに、他地域での展開に向けた課題や取り組むべき方策についても併せてお尋ねいたします。

○堀岡地域交流部副部長 自発の取組支援の県内全域への展開についてお答えいたします。

委員御紹介のとおり、県内には様々な地域に幅広い分野の貴重な地域資源が数多く存在しております。その磨き上げにおきましては、資源そのものや地域の特性、社会環境等によって、幾通りもの手段や仕組みが考えられると認識しております。

冒頭、事業の狙いで御答弁申し上げたとおり、鹿島・太良エリアに存在する地域資源につきましては、そのポテンシャルを活用しようとする自発的な動き

が芽吹き始めていたことなどから、その機を逃さぬよう、本事業において推進してきたところでございます。

当課では、取組の大小はあるものの、地域資源の磨き上げや活用に限らず、県内の様々な自発の地域づくりの動きにつきまして、伴走支援を行ってきました。

引き続き、県内各地域の実情やニーズを踏まえながら、地域の皆さんの声を聞き、動きに寄り添いながら、地域資源に光を当て、磨き上げ、地域に対する愛着と誇りを醸成する自発の地域づくりをしっかりと応援していきたいと思っております。

以上でございます。

○猪村委員「るるのありがとうございました。」

以上、鹿島・太良プロジェクト推進事業が単なる地域振興施策にとどまらず、佐賀県全体の発展につながるよう、しっかりと取組をしていただくことを期待しております。

自発の地域づくり事業について、後半大きく二項目質問させていただきました。県民の全てが、精神的にも身体的にも社会的にも良好な幸せを実感できる状態、ハピネス感よりも継続的に幸せを実感できるウェルビーイング、武雄らしいウェルビーイングなまちづくりを考えていく必要性をこの事業で改めて捉えさせていただきます。

大切な来年度予算が効果的に活用、そして執行され、県民生活向上の糧となりますことを執行部の皆様へお願い申し上げます。ありがとうございます。ございました。

○藤崎委員「藤崎です。早速、質問のほうに入らせていただきたいと思います。」

初めに、建築基準法の改正について質問いたします。

脱炭素社会の実現を目指して、令和七年四月一日に改正建築物省エネ法及び

改正建築基準法が全面的に施行されます。

この改正の中で、原則全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務づけられるとともに、建築確認申請の対象や審査内容が見直しをされるというところであります。

具体的には、一般的な戸建て住宅についても、建築確認申請や完了検査の際に省エネや構造の審査が必要となるということでもあります。

このことにより、地域で住宅の建設を担う中小工務店からは、周知はされているものの、法改正に伴う審査書類の準備や手続に対する不安の声も聞こえているところでもあります。

また、これらの業者は、地域住民の暮らしを支える重要な役割を果たしているため、法改正による中小工務店や設計者への影響を考慮し、県のサポート体制もしっかりと確立をしていただきたいと思いますと考えております。

そこで、次の点について質問いたします。

法改正の概要についてであります。

建築物省エネ法の改正について。建築基準法改正の背景にある令和七年四月一日に施行される建築物省エネ法の改正内容はどのようなものか伺います。

○山口建築住宅課長「建築物省エネ法の改正についてお答えいたします。」

令和四年六月に公布されました脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により、建築物省エネ法及び建築基準法が改正されたところでございます。

建築物省エネ法は、令和七年四月一日に施行され、主な改正内容は、原則として、住宅を含む全ての建築物について、新築や増改築を行う際に省エネ基準への適合が義務づけられるものでございます。

以上でございます。

○藤崎委員「では、建築基準法の改正についても伺います。」

令和七年四月一日に施行される建築基準法の改正内容はどのようなものか伺います。

○山口建築住宅課長 建築基準法の改正についてお答えいたします。

建築基準法では、原則、全ての建築物を対象に工事着手前に建築確認申請、工事完了後に完了検査等の必要な手続が定められております。

今回の建築基準法の主な改正内容は、建築確認申請や完了検査の審査対象及び審査制度の見直しでございます。

審査対象の見直しは、都市計画区域外において、これまで一定規模以下の建築物は、建築確認申請の手続が不要であったが、改正後は、都市計画区域内外を問わず、県内全域で二階建て以上、または二百平米を超える建築物について手続が必要となります。

次に、審査制度の見直しは、これまで一定規模以下の建築物は、建築士が設計を行った場合には、建築確認申請において、構造規定等の一部の審査を省略できていましたが、改正後は、二階建て以上、または二百平米を超える建築物については全ての審査が必要となり、そのための審査書類の添付が新たに必要となります。

なお、完了検査についても同様の見直しが行われております。
以上でございます。

○藤崎委員 II では、建築基準法の審査制度の見直しについてであります。

建築基準法の審査制度、いわゆる四号特例の見直しを受け、一般的な住宅にどのような影響があるのか伺います。

○山口建築住宅課長 II 建築基準法の審査制度の見直しについてお答えします。

建築基準法の審査制度、いわゆる四号特例の見直しとは、建築士が設計や工事監理を行うものは、一部の規定の審査を省略できる制度の見直しのことになります。これは、省エネ基準への適合のため、太陽光発電や二重サッシを設置

することで、建築物の重量が重くなることから、構造規定等への適合を担保するために見直されるものです。

例えば、木造二階建ての戸建て住宅の場合、建築確認申請や完了検査において、必要な壁の量や柱の大きさなどの構造に関する規定、部屋の明るさや換気に関する規定等が新たな審査の対象となります。

そのため、これらの規定について、建築確認申請では審査書類や図面の添付、完了検査では工事写真等の提示が必要となります。

なお、改正後においても、平屋建ての二百平米以下の建築物は、これまでどおり、一部の審査書類の添付を省略することができます。

以上でございます。

○藤崎委員 II 安心・安全な暮らしのために必要な改正かというふうに理解をしておりますけれども、では改正法施行に向けたその対応について伺います。

法改正の周知についてであります。これまで法改正についてどのような周知を行ってきたのか、また、実務を担う県内の工務店や設計者にはどのような説明をしてこられたのか伺います。

○山口建築住宅課長 II 法改正の周知についてお答えします。

県では、これまで法改正の内容をホームページに掲載するとともに、チラシを作成し、建築関連の団体を通じて各事業者へ配布するなど改正の周知を行ってきました。

また、令和六年度は、県内の建築関連団体をはじめ、不動産関連団体や木材関連団体など計十団体へ約八千部のチラシを幅広く配布しているところでございます。

なお、国土交通省では、ホームページの掲載に加え、建築士事務所及び建築一式工事の建設業許可を受けた事業者にダイレクトメールを送付するなどの周知がなされております。

実務を担う工務店や設計者に対しては、県では、佐賀県建築士事務所協会主催の説明会を県内六カ所で開催しました。

国では、通年のオンライン講座を開催するとともに、実務者講習会を県内で計三回開催されました。

また、県の説明会における質疑、回答については、三月中に県ホームページに掲載する予定としております。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ周知に関してははっきりやってきていただいているというふうに理解をいたしました。

では、その相談窓口について伺います。

法改正に伴う手続等について、事業者が相談できる窓口は整備されるのかお尋ねいたします。

○山口建築住宅課長Ⅱ相談窓口についてお答えいたします。

県の土木事務所において、建築確認申請や完了検査の窓口を設けており、法改正の相談を受け付けております。

また、令和六年十二月からは、国の支援を受け、法改正に伴う手続をサポートする建築士サポートセンターを佐賀県建設技術支援機構に開設しております。

建築士サポートセンターは、建築確認申請の手続を予定している建築士を対象とし、今回の改正により必要となった申請書類や手続について個別にサポートするものです。

具体的には、建築申請図書の作成アドバイス、構造関係に関するアドバイス、建築物省エネ法に関するアドバイスを行っております。

県としても、今後も引き続き法施行に向け、ホームページ等で周知を行うとともに、法施行後も支援を継続し、建築確認申請や工事完了検査が混乱なくスムーズに進むように取り組んでいきます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱありがとうございます。

新しいことに取り組むということで皆さん心配されておられるのかなというふうに思います。当然、きちっと対応していかれるものと思いますが、一点皆さん気にされてあるのは、やっぱり受け付ける側の審査、される側の体制であります。当然、今回のことを踏まえて軒並み件数が増えるというようなことはなかるかと思うんですけども、一方で、やはり構造計算であったりいろんな確認をしなければならぬということ、体制を著しく、人員を増やすことができれば、そういった懸念もないのかもしれませんが、やはり限られた人員で対応しているということになるのであれば、審査期間が長くなるのではないかとこのふうな心配もあるわけでありまして。

当然、施主さんの意向を踏まえれば、一日でも早く、また、工事のコストも踏まえれば早く現場に入って作業に入りたいというのが当然業者の思いであろうかと思うんですけども、そういった心配の声を受けてどういうふうに感じておられるのか、審査する側の体制側のそういった期間が長くなるのではないかとこの心配の声等も踏まえて、考えについてお尋ねしたいというふうに思います。

○山口建築住宅課長Ⅱ法の改正から施行まで三年間建築関連団体等には内容の周知を丁寧に行ってきたところがございます。

それに代わって、審査する行政側のほうも円滑に審査が進むように事前に準備をしておりますので、可能な限り設計者や施工者さんのほうに、設計から工事着手までの間の期間を確保するのも当然大事だと思いますけれども、その対応をさせていただきながら、私たちのほうも審査が円滑に進むように努力していきます。よろしく願います。

○藤崎委員Ⅱ本当に大変かと思えますけれども、とにかくお願いをするしかあ

りませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、問いの二であります。佐賀空港条例の改正について質問をいたします。

九州佐賀国際空港は平成十年七月に開港し、九州の主要空港の中で唯一県が管理する空港として発展を遂げました。

特に平成二十九年度には、建設時の需要予測である年間利用者数七十三万七千人を突破している。この数字については正直難しいだろうというのが当初の見立てでありましたけれども、しっかりと突破をしていただき、その翌年度である平成三十年度には過去最高となる約八十二万人の方々にご利用いただいたということは、もう本当に大きく誇っていいことだというふうに考えております。

昨年二月に策定をされました「佐賀空港がめざす将来像二〇二四」から一年が経過し、国内線や国際線のロードマップに沿って取組が進められてきた中、コロナ禍からいち早く運行を再開した台北便は、これまでに搭乗率が九割前後で好調に推移したことを受け、来月から週三便に増便するという大変うれしいニュースも飛び込んできております。引き続き、民間空港として着実に発展をさせていただきたいというふうに考えております。

他方、今議会では、乙第十八号議案として佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例案が提案もされております。この条例案については、昨年十一月の委員会でも質問いたしました。正式に今回提案をされたということで、採決を行う立場として改めて質問をするものであります。

そこで、次の点について伺います。改めて条例の改正の理由についてであります。今議会に上程した条例改正の理由について伺います。

○田中空港課長 条例の改正の理由についてお答えいたします。

今議会において、空港の安全管理上、事前届出が必要な滑走路を占用する行

為の明確化と防衛省が支払う着陸料等の追加を提案させていただいております。

前者につきましては、昨年二月に発生いたしました米軍ヘリによる佐賀空港滑走路上空の低空飛行は、条例違反はなかったものの、事前の連絡がない施設の占有行為に当たりまして、空港の安全管理上問題だと認識しております。

今回、このような滑走路を占有する行為の明確化を図るべく、改正を提案させていただきます。

また、後者につきましては、県と防衛省との間の合意事項を受けまして、防衛省が支払う着陸料等に係る改正を提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

○藤崎委員 占有に関する条例の改正は本当によくしっかりとやっていたいただきたなというふうに感じております。

着陸料につきましては、この間ずっと議論をしてきている中で、思うところもありますけれども、二点目の質問であります。滑走路を占有する行為の明確化についてであります。滑走路を占有する行為の明確化とはどういうことか、改めて質問いたします。

○田中空港課長 滑走路を占有する行為の明確化についてお答えいたします。

これまで、航空機が九州佐賀国際空港の施設を使用する際、離着陸と停留、この二つの行為につきましては事前届出が必要と規定しておりました。

今回、滑走路を占有する行為といたしまして、離着陸に相当する行為と滑走路等を使用する行為を新たに追加規定することとしております。

具体的には、離着陸に相当する行為として、ストップ・アンド・ゴー、タッチ・アンド・ゴーを規定することとしております。

ストップ・アンド・ゴーとは、航空機が着陸後に滑走路上で一旦停止し、その停止地点から再び離陸する行為でございます。タッチ・アンド・ゴーとは、航空機が着陸後に滑走路において停止すること、または滑走路を離脱するこ

となく、再び離陸する行為であり、着陸をやり直すために行われるものを除くものでございます。

滑走路等を使用する行為として、ローアプローチ、ホバリング、離陸中止訓練、地上走行訓練を規定することとしております。

ローアプローチとは、滑走路への進入に引き続きまして、航空機が滑走路に接地することなく上空を通過する行為でございます。着陸をやり直すために行われるものを除くものでございます。

また、離陸中止訓練とは、訓練または試験のために航空機の離陸の途中において離陸を中止する行為でございます。

地上走行訓練とは、訓練または試験のために航空機によって滑走路または誘導路を走行する行為でございます。離着陸やストップ・アンド・ゴー、タッチ・アンド・ゴー、ローアプローチ、ホバリング、離陸中止訓練のために行われる走行を除くものでございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱでは、その滑走路を占有する行為の選定についてであります。滑走路を占有する行為についてはどのように選定をされたのか伺います。

○田中空港課長Ⅱ滑走路を占有する行為の選定についてお答えいたします。

国土交通省の航空保安業務処理規程や他空港の条例を参考にいたしまして、九州佐賀国際空港におきましてもその行為が想定されるものについて選定したものでございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、今回、条例化による提案された効果についてであります。条例で明確化することにより、どのような効果があると考えているのか伺います。

○田中空港課長Ⅱ条例化による効果についてお答えいたします。

今回、条例で明確化することによりまして、九州佐賀国際空港の施設を使用する航空機に、必要な事前手続を周知徹底できること、また、事前手続により航空機の行為を把握することで、より一層空港の安全管理に資すること、こういった効果を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ通告分は終わりましたか。スムーズに円滑に行きまして。今回、空港条例の一部改正に対する条例が出たということで、必要な改正だというふうに理解をしております。

着陸料に関しても、本当に長い間議論をしてきて、必要だということも当然分かっておりますし、一般質問でやらせていただいて、引馬部長にも答弁いただきました。大変頑固な答弁で、当然、でも考えてみれば、これは野田理事さんの空港課長時代からの答弁と一貫して、これはしつかり、ああ、やっぱり行政というのは本当に一貫性というものがあって、安定しているんだというふうに、ここは大変安心もいたしました。大変評価もいたしました。

また一方で、知事から、藤崎議員が言っていることは正論だと言っている、顔がにやついてうれしかったんですけれども、ただ併せて、正直私自身は、自分はやっぱりどうしても自分の立ち位置から正論を言っているような気持ちでもありますから、今回の着陸料に関しては、空港建設における二百五十数億でしたか、この応分の負担、いわゆる分担金、やっぱり開発に伴うその費用を当然受益者として利用者は応分の負担をするんだということで、私はこれはやっぱり空港課としての取組に対する分担金だと。ただ名目が着陸料ということであるのみで、私はやはりこの佐賀空港に対するお金なんだということ、強く訴えておきたい。これはもう私は正論だと、知事に言っていた。たような正論だというふうに思っております。

ただ一方で、正論は正論でも、やっぱり壇上でも言わせていただきました。

ど、世の中正論で全てうまくいくのであればこんないいことはなくて、正論と言いながら、正しい正論もあるけれども、やはり誠実な正論、誠の正論、これは野田理事がそこにおられますけれども、やっぱり空港行政を私本場に長くやらせていただいていたつもりでもありません。委員会の外で、むしろ本当に議論もさせていただきました。その中で、自分が強く残っているのが、やっぱり空港は私は自立をさせたいと。そして、しっかりと発展して行ってほしいという気持ちがあったもんですから、いわゆる便数を増やすべきだとか、路線をどうするんだとか、言うのは簡単ですから、本当にそういったものを強く訴えておりました。

そのときに、野田理事さんが課長時代に控室で議論をしているときに、議員さん、まずそういった目的を達成するためには、やっぱり結果を出すことが必要なんだと。つまり、いかに利用者を増やすか。要は、まず搭乗する率をいかに上げていくか、そういうものをしつかりと出さないと、やっぱりそういう増便にはつながらないんだと。つまり、結果を出さなきゃいけない、そういうことに一生懸命取り組まなきゃいけないんだということを訴えられて、ああ、確かにそうだなと。確かにそれは一足飛びに収入を増やすとしても、まずは前段階として実績というものを積み上げていかなきゃいけないんだ。そういった誠実な取組が、結果的に民間航空会社に認めていただいて、そういった便数、路線につながるんだという話を聞いて、確かにそういう正論も大事だけど、正しい正論も大事だけど、やっぱり誠の誠実な正論も必要だなというふうに今考えております。

それで今回、着陸料に関しても、ああ確かに私の思いはあるけれども、政策部のほうで議論をしている、つまり、やはり国防にいかに協力をしていくかということも必要だという中で、漁協の皆さんにテーブルに着いていただいて話をするためには、やはり誠意を見せなきゃならない。やはり公害防止協定の見

直し、これは国と漁協の約束じゃなくて、佐賀県と漁協との約束ですから、ここをいかに見直しをしていくかという中で、県の対応が問われたんだなというところで誠の正論、誠実な対応というものが求められたんだなというふうに理解をいたしました。

だから、知事があの場で藤崎委員の言うのは正論というふうに言っていたいたその裏返しは、それで物事がうまくいくんだたらそれにこしたことはなけれど、やはり現実物事を前に進めていくためには、やっぱり誠の誠実なそういう対応というのが求められているんだと。だから、引馬部長が前回言われた真摯な対応を国と県はやってきたんだということをたしか答弁されたんですね。ああ、それがそのことを表していたんだなというふうに理解をいたしました。

せつかくの機会ですので、引馬地域交流部長に、この佐賀県の一番の課題はやっぱり人口減少だと思います。いかに人口減少していく中で、それは今、副島室長にも一生懸命頑張つて、地域に来てもらおうような取組、移住もやっていただいていますけど、なかなか着実に進みながらも、簡単にはいかなないという中で、やっぱり交流人口を増やすということにも力を入れなきゃならない。まさに地域交流部長として、そのことに取り組んできていただいたというふうに理解をしております。

結びに、引馬地域交流部長のこの一年間取り組まれてきた中で、感じられている部分、所感をぜひ伺いしておきたいというふうに思います。

○引馬地域交流部長 所感をというお尋ねでございます。

まずもって、この間私ども空港行政に誠実に真摯に取り組んできたというところをおっしゃっていただきました。とりわけこの間、まさにそれを地道に取り組んできた野田理事の名前を挙げていただいたということ、私は地域交流部長として大変うれしく思っております。お礼を申し上げます。ありがとうございます

います。

その上で所感ということでございますが、やはり私どもの部の名称、地域交流という四文字に込められた意味を常に考えております。やはりその「ヒト、モノ、コト」の交流ということではございますが、地域の自発的な動きがまず出発点と考えております。これは佐賀創生、地域創生の分野であります地域の方々との現場での地道な取組の大切さ、これをつくづく感じております。そうした動きを活性化する上で、県外からの人流、つまり移住、それから国外ということで、これは国際政策や多文化共生の分野だと承知しております。まさに佐賀の地に住む外国人、今や一人を超えていらつしやる。既に佐賀の大切な担い手、仲間になってくださっているわけであります。

そして、こうした動きを支えるのは交通インフラということであります。まさに議論いただきました空港から始まり、港湾、鉄道、バス、タクシーなどなど様々な移動手段がございます。佐賀の地域の実情を踏まえまして、最適なネットワークは何かというのを常々、私考えさせていただいております。

地域や現場のお一人お一人の思いに寄り添いまして、ハードだけではない、またソフトだけでもない、それらを車の両輪として地道に積み上げていく。また、佐賀ならではの視点、特に私もこの間、佐賀でお仕事をさせていただいて、そのデザインの力ということ、これも佐賀で感じております。そうしたものを取り込みながらやっていく。私ども地域交流部だけの力では全くございません。地域の皆様方、また、議会の皆様方、そして、私ども県庁を挙げて様々な方々と協力をしてやっていくものと承知しております。

議員御指摘の人口減少が進む中の人の動き、とりわけ交流人口のところ、これはますます重要になると私も思っております。佐賀らしさを胸に、そして、何よりも持続可能な取組となる上での重要な自発の取組、今日も議論になりました。これをしっかりと意識して、引き続き取組を進めていきたいというふうに

思っております。

私からは以上でございます。

○青木委員長 〓これで質疑を終了いたします。
暫時休憩します。

午後一時四十二分 休憩

午後一時四十三分 開議

○青木委員長⇨委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○青木委員長⇨まず、甲第一号議案中本委員会関係分、甲第八号議案中本委員会関係分、甲第十四号議案、甲第十八号議案中本委員会関係分、甲第三十一号議案、乙第十八号議案から乙第二十一号議案まで四件、乙第二十六号議案、以上十件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○青木委員長⇨全員起立と認めます。よって、以上十件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

○青木委員長⇨最後に、十一月定例会から引き続き審議中の

一、地域交流行政について

一、文化・スポーツ交流行政について

一、県土整備行政について

一、災害対策について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青木委員長⇨御異議なしと認めます。よって、以上の四件についての継続審査を議長に申し出ることにいたします。

以上で本委員会に付託された案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきたいと思えます。

これをもちまして、地域交流・県土整備常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後一時四十四分 閉会

速 記 者 横 尾 裕 子